

国立大学法人鹿児島大学学術コンサルティング規則

令和5年2月16日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)が受託事業として請け負う学術コンサルティングの取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「学術コンサルティング」とは、本学が企業その他の団体からの委託を受けて、本学の職員が、その教育、研究及び技術上の専門知識に基づき指導、評価、助言、試作等を行い、もって委託した者の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を委託した者が負担するものをいう。
- (2) 「委託者」とは、本学に学術コンサルティングを委託しようとする者をいう。
- (3) 「学術コンサルタント」とは、学術コンサルティングを担当する職員をいう。
- (4) 「部局」とは、各学部、各研究科、附属病院、総合教育機構、ヒトレトロウイルス学共同研究センター及び各学内共同教育研究施設をいう。
- (5) 「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。

(受入れの基準)

第3条 学術コンサルティングは、原則として、本学の職員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連するものと認められ、かつ、本学の業務の運営に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れることができる。

(安全保障輸出管理制度の遵守)

第4条 学術コンサルティングの受入れに際しては、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)、同法に基づく政令、省令及び通達等並びに国立大学法人鹿児島大学安全保障輸出管理規則(令和3年規則第49号)その他学内規則等を遵守するものとする。

(受入れの条件)

第5条 学術コンサルティングを受け入れる場合は、委託者に対して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 学術コンサルティングは、本学が変更することに合意した場合に限り変更することができること。
- (2) 本学は、やむを得ない理由で学術コンサルティングを中止し、又はその期間を変更したことにより委託者が損害を受けた場合には、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないこと。
- (3) 第10条第1項に規定する学術コンサルティング料により取得した機器、設備その他の物品の所有権は本学に帰属すること。

2 前項各号に掲げるもののほか、学術コンサルティングの受入れに関し必要と認め

られる条件を付することができる。

(申込み)

第6条 委託者は、あらかじめ学術コンサルティングの申込みをしようとする学術コンサルタントと内容について協議のうえ、学術コンサルタントが所属する部局長に所定の学術コンサルティング申込書兼受諾書を提出しなければならない。

(受入れの決定等)

第7条 前条の申込みがあったときは、部局長は受入れの可否を決定するものとする。

2 前項の受入れの可否を決定する部局長は、2人以上の学術コンサルタントが共同して学術コンサルティングを受ける場合であって、他の部局に所属している学術コンサルタントがいる場合には、受入れの決定をする前に、あらかじめ当該他の部局長の同意を得なければならない。

(受入れの通知)

第8条 部局長は、学術コンサルティングの受入れを決定したときは、委託者及び学術コンサルタント並びに契約担当役に対し、その旨を通知する。

(契約の締結等)

第9条 契約担当役は、前条の通知を受けたとき、学術コンサルティング料が300万円未満(消費税額及び地方消費税額を含む。)の場合には、委託者との間で所定の学術コンサルティング約款による契約を締結するものとする。ただし、学術コンサルティング料が100万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以上であって、部局長、学術コンサルタント又は委託者が希望する場合は、委託者と契約内容を協議のうえ、学術コンサルティング契約書により契約を締結することができるものとする。

2 学術コンサルティング料が300万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以上である場合であって、前条の通知を受けた契約担当役は、委託者と契約内容を協議のうえ、学術コンサルティング契約書により契約を締結するものとする。

3 契約担当役は、契約締結後、学術コンサルティング契約書を部局長に送付するものとする。部局長は、学術コンサルティング契約書を受領後、出納命令役に関係書類を引き継がなければならない。

(学術コンサルティング料)

第10条 前条の契約を締結した委託者は、本学の指定する日までに学術コンサルティング料として、学術コンサルタントの知識、ノウハウ等の提供の対価としての指導料(以下「指導料」という。)、学術コンサルティングを実施するために直接必要となる旅費、学術コンサルタント以外の人件費、機器・設備使用料、消耗品費等の経費(以下「必要経費」といい、指導料と必要経費を合わせて「直接経費」という。)及び学術コンサルティングの遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費(研究管理経費)」という。)の合算額を納付しなければならない。

2 前項の指導料及び必要経費の額は、委託者及び部局長が協議のうえ、定める額とする。

3 前項に定める指導料の単価は、1時間につき原則として2万円(消費税額及び地方消費税額を含まない。)以上とする。

4 第1項の間接経費(研究管理経費)の額は、直接経費の30%に相当する額とする。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、委託者が国、地方公共団体、独立行政法人、

国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人等であって、財政事情により間接経費が措置されていない場合は、直接経費のうち、130分の30に相当する額を間接経費(研究管理経費)相当額として取り扱うものとする。

6 既納の学術コンサルティング料は、原則として返還しない。

7 第1項及び第2項に定める指導料については、学術コンサルティングの実施のみならず学術コンサルタントの研究領域全般の活動に資する経費として使用するものとする。

(学術コンサルティングの場所)

第11条 学術コンサルティングは、原則として本学内において実施する。ただし、委託者が本学以外の適当な場所(以下「委託者の施設等」という。)において学術コンサルティングを行うことが適当と部局長が認めたときは、委託者の施設等において実施することができる。

(学術コンサルティングの中止又は期間等の変更)

第12条 部局長は、学術コンサルティングの遂行上やむを得ない事由があるときは、委託者との協議のうえで、学術コンサルティングの中止又はその期間等の変更を決定することができる。

2 委託者は、学術コンサルティングの中止又はその期間等の変更を希望するときは、部局長に対しその旨申し出るものとする。申し出を受けた部局長は、委託者と協議のうえで、学術コンサルティングの中止又はその期間等の変更を決定する。

3 前2項の場合において、学術コンサルティングを中止し又はその期間等を変更する場合には、委託者は、所定の学術コンサルティング変更届出書兼変更受諾書を学術コンサルタントが所属する部局長に提出する。

4 部局長が、第1項又は第2項の決定において学術コンサルティングの期間を延長することとした場合には、委託先と協議のうえで、当該延長期間に係る学術コンサルティング料を決定するものとする。

5 部局長は、学術コンサルティング契約書により締結した学術コンサルティングについて、第1項及び第2項の決定をしたときは、その旨を契約担当役に通知するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第13条 学術コンサルティングの進捗に伴って新たな知的財産権(国立大学法人鹿児島大学知的財産規則(平成16年規則第41号。以下「知的財産規則」という。)第3条第4号に規定する知的財産権をいう。以下同じ。)が生じることが判明した場合の取扱いについては、知的財産規則に規定するもののほか、本学と委託者の協議に基づき別に定める。

(成果の公表)

第14条 学術指導の実施状況や得られた成果の公表及び学術コンサルティングにおいて知り得た情報の取扱いについて、必要がある場合は、部局長と委託者において協議して定めるものとする。

(学術コンサルティングの完了報告)

第15条 学術コンサルタントは、学術コンサルティングを終了したときは、部局長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 部局長及び委託者は、学術コンサルティングの契約の締結に際し、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知り得た秘密情報について、秘密情報保持義務を課すものとする。

(事務)

第 17 条 この規則に定める事務は、研究推進部社会連携課において処理する。

(雑則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、学術コンサルティングの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。